

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施内容（暫定版）

	国事業のみの場合	都事業による上乗せを想定する場合
対象児童	市内に住所を有し、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの乳幼児	市内に住所を有し、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満まで（仮）の乳幼児
実施場所	【一般型】 認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設 【余裕活用型】 認可保育所・小規模保育事業	【一般型】 認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設 【余裕活用型】 認可保育所・小規模保育事業・認証保育所
利用可能枠	こども1人当たり月10時間まで	【0・1歳児】 こども1人当たり週1・2日を原則とし、要支援児童等の支援が必要と認められる場合は、実施施設の可能な範囲内で週5日まで 【2歳児】 こども1人当たり週1・2日を基本とし、実施施設の可能な範囲内で週5日まで ※1 1日8時間・月160時間を超えない範囲とする。 ※2 市外の施設を利用する場合は、こども1人当たり月10時間までとなる。
利用方式	定期利用（定期的な利用方式）又は柔軟利用（定期的でない柔軟な利用方式）	一時預かりとの棲み分けを明確化するため、定期利用を原則とし、医療的ケア児等の配慮が必要と認められる場合は、柔軟利用も可
利用者負担額	こども1人1時間当たり300円を標準とし、実施施設が設定する。 ※ 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の免除あり	こども1人1時間当たり300円を標準とし、日額制の場合は1日当たり2,200円、月額制の場合は1月当たり44,000円を上限に実施施設が設定する。 ※ 都事業による無償化
委託料・補助	公定価格（国が定めるこども1人1時間当たりの単価）	月10時間までの利用分は公定価格（国が定めるこども1人1時間当たりの単価）、月10時間を超える利用分は都事業による補助

備考 都事業「多様な他者との関わりの方の創出事業」の補助率等が現行どおりであるうちは、これを活用した上乗せ（右欄）を想定するが、今後の国、都から示される内容により、変更となる場合がある。